

インフレーション会計の基本問題

藤重, 義則

<https://doi.org/10.15017/4486573>

出版情報：経済学研究. 53 (1/2), pp.147-157, 1987-07-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

インフレーション会計の基本問題

藤 重 義 則

下落および価格上昇の影響を補足的情報として資本市場に向けてディスクローズする方法である²⁾。

I

インフレーション下では取得原価主義会計による損益計算機能の麻痺がよく指摘される。しかし、このような会計現象をどのように理解するかによって、インフレーションの会計計算に及ぼす影響の受けとめかたも異なってくる。すなわち、会計対象である企業の経済事象が攪乱された結果として取得原価主義会計の損益計算機能が一時的に麻痺するにすぎないと考えるか、それとも、貨幣価値の下落あるいは物価水準の上昇を反映しえない取得原価主義会計の重大な欠陥であるとするのかによって、インフレーションへの会計的な対処の仕方も異なってくるのである。

前者の場合は、取得原価主義会計の基本的枠組みは依然として有効性をもってしていると仮定することになるので、あくまでも一時的あるいは補足的な会計処理を行うことによって、インフレーション下の損益計算機能を現実的なものに回復することができるということになる。しかしながら、このような対処の仕方も二通りありうる。一つは、社会経済政策の立場から実施された戦後の我が国のハイパー・インフレーション下での『シャープ勧告』に端を発した『資産再評価法』にみることができる¹⁾。いま一つは、近年、会計情報の公開の立場から盛んに主張されるようになってきたものであり、貨幣価値の

1) 戦後の我が国のインフレーション下のもとで、経済政策の観点から、1949年『シャープ勧告』は法人企業に対する固定資産の強制再評価を提言し、その後、『資産再評価法』によって任意再評価が実施されることになった。このような強制再評価から任意再評価への変質は、社会経済と個別経済との連関において会計計算の意義を再検討しなければならないことを示唆している。また、インフレーション時における資産再評価を巡って、会計理論上、多様な視点から、促進論、自重論および不要論などの諸説が展開されている。

2) 近年のインフレーション会計は、資本維持論の観点からではなく、情報論的な観点からアプローチされている。この立場を代表するものとしてつぎのものがある。

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 33, "Financial Reporting and Changing Prices", September 1979. — 以後は、「FASB, No. 33」とする。

FEP Sandilands (Chairman), Report of the Inflation Accounting Committee, Inflation Accounting, September 1975. および The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Current Cost Accounting, Statement of Standard Accounting Practice No. 16, March 1980.

FASB 基準書第 33 号は、取得原価主義会計の有用性を認め、かつ、インフレーション会計情報を作成するために、測定単位として統一ドル基準 (constant dollar basis) を採用するとともに、非貨幣性資産については現在原価基準 (current cost basis) による評価を提言している。他方、サンディランズ報告書は、測定単位として名目貨幣単位 (monetary units) を採用し、非貨幣性資産については「企業にとっての価値」(value to the business) による評価を提言している。

アメリカおよびイギリスにおけるインフレーション会計制度化の経緯やその特徴を検討したものとしてつぎの文献を参照している。加古直士著『物価変動会計』中央経済社、昭和 56 年。および森田哲彌責任編集『インフレーション会計』中央経済社、昭和 57 年。

これに対して、後者の場合は、取得原価主義会計の根本的な破綻を指摘することになるので、これに取って替わる新たな会計計算の構造を再構築しなければならないことになる。この観点に立脚する代表的なものは、エドワーズ&ベルなどによる取替原価会計ならびにチェンバースによる売却時価会計等がある³⁾。いずれの会計も企業に及ぼす市場の影響を損益計算に組込むべきであるという点で一致しており、両会計の異なる点は、一方が、購入市場を重視し、他方が、販売市場を重視していることである。

ところで、今日、インフレーション会計は、一般物価水準の上昇、下降あるいは停滞のいずれの経済現象であろうとも、個別価格の変動(とりわけ、上昇)が企業に及ぼす影響を反映する個別価格変動会計として展開されている。なぜインフレーション会計は、一般物価水準変動会計として根付かずに個別価格変動会計へと変化してきたのであろうか。あるいは、このようなインフレーション会計をめぐる理論状況の変化をいかに説明することができるのであろうか。この点について、たとえば、イギリスのサンディランズ委員会報告による『インフレーション会計』は、「コストや価格における変動の性質ならびにインフレーションの性質についての理解が、インフレーション会計の研究にとって重要である。当委員会の見解としては、このような基本問題についての理解の欠如が、インフレーション会計を困難や混乱に陥れてきたように思われる」⁴⁾と指摘している。

そこでまず、サンディランズ委員会報告に

よって指摘されたようなインフレーション会計の基本問題を明らかにするために、一般物価水準変動会計と個別価格変動会計とは、それぞれどのような観点からインフレーションの問題にアプローチしているのかを考察する。もちろん、このようなインフレーション会計の基本問題についての検討は、会計をどのように理解するののかというより基礎的な問題とのかかわりにおいて行わなければならないと思われる。

II

インフレーションとは、経済学上、一定期間の継続的な一般物価水準の上昇と同時に貨幣価値の下落する状態と定義されている。すなわち、経済現象としてのインフレーションは、財と貨幣との二側面から観察することが可能であるということである。さらに、貨幣価値の下落、あるいは一般物価水準の上昇が、個々の企業に対して均一に作用するならば、インフレーションによる影響は問題とならないであろう。しかしながら、インフレーションは、そもそも、社会経済的な観点からみれば、生産や分配の局面において異なる影響をもたらすことになる。したがって、インフレーション会計が必要とされるのは、貨幣価値の下落、あるいは一般物価水準の上昇による影響が個々の企業にとって一律でないという事実にもとづくものであろう。それゆえに、インフレーション会計は、個々の企業ごとにインフレーションの影響をいかにして明らかにするかという課題に取り組みねばならないことになる。

さて、会計は測定単位として貨幣単位を利用するものであるという考え方が広く受け入れられている。このような見解は、測定論の観点か

3) Edwards, Edgar O and Bell, Philip W., *The Theory and Measurement of Business Income*, 1961. および Chambers, Raymond J., *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, 1966.

4) FEP Sandilands, *ibid.*, p. 9.

ら会計の損益計算における貨幣的評価機能を明らかにしようとするアプローチをとるものである。この測定論的なアプローチのもとでは、インフレーションの二面性のうちいずれの側面を重視するかによって、異なるタイプのインフレーション会計を構想することができる。貨幣価値の下落を会計測定上の貨幣単位にかかわる問題として把握するならば、貨幣の一般購買力を重視する貨幣価値変動会計が展開されることになる。他方、物価水準の上昇を会計測定上の測定対象にかかわる問題として認識するならば、個々の財・サービスの価格変動を重視する個別価格変動会計が展開されることになる⁵⁾。

そこでまず、貨幣価値変動会計の立場の代表者としてムーニッツの見解を取り上げることにする。彼によれば、測定対象の“長さ”という属性や“重さ”という属性は、いずれの単位——例えば、メーターやフィートおよびキログラムやポンドなど——でも表現でき、その結果は、一方の単位から他方の単位へ変換することができる。しかも、この場合、一方の単位から他の単位への変換は、まったく測定対象の属性の変化を反映していない。同様のことが、“貨幣の交換価値”の変化、すなわち、市場の財やサービスに対する貨幣の支配力を測定するために、会計上利用した貨幣単位の変化を測定しようとする物価水準会計 (price-level accounting) にも妥当するということである⁶⁾。

この場合、貨幣の価値とは、その購買力によって表現されるものであると考えられているので、

貨幣価値の下落は、貨幣1単位当たりの一般購買力の低下によって測定されることになる。したがって、貨幣の一般購買力の低下傾向のもとでは、時々刻々と貨幣1単位あたりの実質的な価値は縮小することになる。

会計は、このような性質をもつ貨幣を共通の測定単位として利用しているので、計算上の加法性 (additivity) が維持できない。そこで、加法性を回復するためには、測定単位としての貨幣1単位当たりの一般購買力の大きさを同一にしなければならない。つまり、異なる一般購買力の大きさを内包している名目貨幣単位を特定の時点の一般購買力の大きさに統一することによって、会計上の貨幣単位は、測定単位としての加法性機能を回復することができるということである⁷⁾。また、測定論の観点からは、加法性のみが重視されることになるので、名目貨幣単位から一般購買力単位 (あるいは、実質貨幣単位) への変換を、いかなる時点を基準にして行わなければならないかという経済上の問題は問われないことになる。

ところで、会計上の貨幣的評価をこのように測定機能へ還元して理解しようとするならば、測定一般の性質を会計上の貨幣的評価機能のなかに貫徹させなければならないことになる。とりわけ、ここで問題となるのは、測定単位の変換にもとづく会計数値の変化は、測定対象それ自体の属性変化を反映するものではなく、あくまでも、測定単位の尺度変換を反映したものでなければならないということである。言い換えれば、(1) 測定対象の属性変化を反映したこと

5) 同様の観点にもとづき、白鳥教授は、貨幣価値修正と資産価値修正とに類別化している。白鳥庄之助「インフレーション会計の基礎」, 企業会計, 1980年8月号。

6) Maurice Moonitz, "Price-Level Accounting and Scales of Measurement", the Accounting Review, July, 1970, pp. 465-466.

7) 測定上の加法性は、名目貨幣単位のもとでも貨幣1単位の額面価値の総和として維持されていると考えることができるので、加法性の有無が、名目貨幣単位から一般購買力単位への変換の必要性を説く理由にはならないであろう。

による測定値の変化と、(2) 測定単位の尺度変化によって、測定対象の同一属性を表現した場合に生じる測定値の変化とを区別できなければ、会計測定が、測定一般の性質を持つものとは見なされないということである。

たとえば、会計上、企業の保有する資産の取得原価を一般購買力単位にもとづく一般物価指数で修正した場合、その修正後の資産に関する「再評価価額」は、資産それ自体の価格変動による部分を含むものであってはならないことになる。しかしながら、周知のように、一般物価指数は、貨幣と財・サービスとの価値関係にもとづき市場で成立した個々の財・サービスの価格変動の諸要因による影響を複合的に反映したものである。それゆえに、会計上、貨幣単位の修正のために一般物価指数を利用することは、測定対象の属性である資産の側の価値変化をも程度の差はあっても反映することになるので、純粋な測定尺度の修正にとどまらないことになる。したがって、会計上の貨幣的評価を測定一般論へ還元し、その観点から測定単位としての貨幣単位の性質を説明することには問題があると言わなければならない。また、インフレーション会計を貨幣価値変動会計として展開してゆくのは、単なる測定技術上の問題にもとづくのではない点に留意する必要がある。

III

さて、以上のように、貨幣価値変動会計は、一応、共通尺度としての貨幣の一般購買力に着目することになる。そうすると、貨幣の一般購買力は、貨幣価値の社会的・平均的な大きさを表すことになるので、個々の企業に対するインフレーションの影響は均一的なものと仮定しな

ければ、その現実的な有効性は希薄化することになる。このような問題点について、ギンザーは、「標準的な測定単位”(Standard units of measurement) は、すべてによって真偽が確かめられることのできる正確なものである。個々の個別指数 (specific indexes) がそれらの平均的な動きのあたりに大きく変動しているという調査は、一般購買力が多くのエンティティにとって“標準的な測定単位”にさえ接近していないことを示す⁸⁾ものであると指摘し、さらに、インフレーションが個々のエンティティに対して異なる影響を及ぼしているという事実認識のもとで、概念上は、「完全な物価指数は、純粋に個人的な概念であり、特定のエンティティに対してのみ適用可能である⁹⁾」と言及している。つまり、貨幣の購買力は、特定の貨幣所有者がどのような財・サービスをどのような支出割合で選択購入するかにかかわるものである。したがって、貨幣の個別購買力の変動こそが個々のエンティティにとってのインフレーションによる影響として現れてくるということである。

同様のことが、インフレーション会計として個別価格変動会計を提唱したサンディランズ委員会報告によっても指摘されている。つまり、「財およびサービスの価格変動は、個々の観察あるいは指数の利用によって測定することができる。……しかしながら、物価の平均的な動向やインフレーション率は、それぞれの個人またはエンティティがどのように財およびサービスを

8) Gynther Reg. S., "Why use general purchasing power?", in Parker, R. H (ed.), Reading in Accounting and Business Reserch. 1970-1977, 1978. p. 64.

9) Ibid., p. 63.

選択するかによって異なるであろう」¹⁰⁾と強調している。

このことは、個々のエンティティにとってのインフレーションによる影響は、社会経済的な観点からの社会的・平均的な物価指数によってではなく、個々のエンティティの立場から明らかにすべきことを示唆している。確かに、インフレーションとは、経済現象であり、それは、一般的な財・サービスに関する平均的な物価水準の上昇、あるいは逆に貨幣の平均的な購買力の下落状態を意味している。しかし、「インフレーションは、いずれか特定のグループの財およびサービスの価格動向、あるいは、いずれか特定のグループの個人やエンティティの支出パターンから独立した定量現象 (quantifiable phenomenon) として現れているのではない。』¹¹⁾ 言い換えるならば、個々の財・サービスの価格変動ならびに個々の個人やエンティティによる支出構造の複合的な作用によって生起している現象をインフレーションと呼称しているということである。

したがって、個々のエンティティがインフレーションによってどのような影響を受けているかを明らかにするためには、個々のエンティティが所有する財・サービス等を社会的・平均的な物価水準の変動によってではなく、個別的な価格変動にもとづいて行わなければならないということになる。エドワーズ&ベルは、この点について、「インフレーションの時期には物価水準の誤差が目に見えて大きくなるので、それに注意が引きつけられて、個別的な価格の変動に関する問題は一般におろそかにされてきた」¹²⁾と指摘している。そうすると、社会経済的

な観点からは、たとえゼロ・インフレーション状態であっても、個々の商品の相対価格が変動しているならば、このような変動が個々のエンティティに対して影響を与えているかぎり、個々のエンティティの立場からその影響を明らかにすべきであるということになる。いまや、個別価格変動会計は、インフレーションのための会計というよりも、取得原価主義会計と異なる新しいタイプの会計としての性質をもつものであるということが出来る。しかしながら、この二つの会計は、いずれも貨幣的評価として名目貨幣単位を利用するという共通点をもっている。

以上、二つの異なるタイプのインフレーション会計をみてきたが、貨幣価値変動会計（あるいは、一般物価水準変動会計）は、すべてのエンティティに共通の貨幣単位として貨幣の一般購買力の変動を重視するのであるが、逆に、すべてのエンティティにとって架空のものを取り扱うことになるという問題を抱えることになり、他方で、個別価格変動会計は、個々のエンティティが所有する財・サービスの個別価格の変動を重視するのであるが、取得原価主義会計と同様に名目貨幣単位を利用することになるので、通常よく指摘されるように、インフレーション時に「架空利益」を計上することになるという問題を抱えることになる。いずれにしても、インフレーションのための会計としては、不十分である。

そこで、アメリカの財務会計基準審議会 (FASB) による財務会計基準書第 33 号に代表されるような結合会計タイプのインフレーション会計が構想されるようになる。つまり、結合

10) FEP Sandilands, *ibid.*, p. 9.

11) *Ibid.*, p. 13.

12) Edwards, Edgar O and Bell, Philip W., *ibid.*, p.

16. 中西寅雄監修訳『意思決定と利潤計算』13頁

表 1

品 目	p_0	p_1	q_0	q_1	p_1/p_0	$p_0 q_0$	$p_1 q_0$	$p_1 q_1$
A	100	115	10	10	1.15	1,000	1,150	1,150
B	200	260	10	10	1.30	2,000	2,600	2,600
C	100	117	10	10	1.17	1,000	1,170	1,170
D	200	228	10	10	1.14	2,000	2,280	2,280
合計			40	40		6,000	7,200	7,200

(注) p_0 …基準時の購入価格, p_1 …比較時の購入価格, p_1/p_0 …価格比率,
 $p_0 q_0$ …基準時の支出金額 (ウェイト), q_0 …基準時の購入数量

会計とは、基本的に、個々のエンティティの所有する財・サービスを個別価格によって評価するとともに、貨幣単位としては一般購買力単位を利用するというものである。

つぎに、節を改めて、個々の財の個別価格が全般的に上昇するという典型的なインフレーション状態のもとにある二つの企業を想定してさらにインフレーション会計の課題を検討してゆくことにする。

IV

インフレーションは、社会経済における生産や分配の局面に不均等な影響を及ぼすものである。とりわけ、両者の局面への影響は、通常、インフレーションによる富の再分配効果といわれている。たとえば、貨幣価値の下落は、貨幣の一般的な財・サービスに対する支配力、すなわち貨幣の一般購買力の低下を意味することになるので、貨幣債権者は貨幣の一般購買力損失を蒙ることになり、反対に、貨幣債務者は貨幣の一般購買力利得をうることになるということである。社会経済の観点からみるならば、貨幣債権者の富が貨幣債務者へ移転することになる。このように富の再分配が、社会経済的な現象として存在しているならば、そのことは、貨幣債権および貨幣債務それ自体に価値変化が生じて

いることを示すものと考えられる。

しかしながら、既に見てきたように、測定論的アプローチにもとづく貨幣価値変動会計は、貨幣価値の変化をもつばら測定単位に関する問題としてのみ取り扱うことになる。さらに、一般購買力損益に関係する貨幣性項目の範疇は、貨幣資産および貨幣負債にかぎられている。また、非貨幣資産については、その取得原価と一般物価指数による修正原価との差額を「架空利益」と規定している。このような課題についての検討を試みることにする。

ここでは、X社とY社の二つの企業によって経済活動が営まれている社会を想定し、それぞれの企業によって保有されている個々の財の個別価格が全般的に上昇したインフレーション状態を仮定する。さらに、社会経済の実質的な伸び率は、ゼロであるとする。

表1のような個別価格の変動にもとづく一般物価水準変動を、たとえば、ラスパイレス算式によって計算すると、一般物価指数は、1.20となり、一般数量指数は、1.00となる¹³⁾。つまり、

13) ラスパイレス算式の物価指数は、基準時の数量の組み合わせ (q_0) を用いて計算される。物価指数に対してそれぞれの p と q とを交換すれば、数量指数を得ることができる。この数量指数は、物量単位数の増減率にもとづく実質伸び率を示すことになる。なお、国民経済計算では、比較時の数量の組み合わせにもとづくパーシェ型デフレーターを採用している。また、国民経済計算における実質伸び率は、

社会全体としては、貨幣単位数による名目伸び率は、20%であるが、物量単位数による実質伸び率は、ゼロで変化なしということである。

さて、X社とY社の t_0 時点（基準時）での財政状態は、X社が、A商品とB商品を保有し、Y社が、C商品とD商品を保有する点だけ異なり、その他の現金¥1,000、負債¥2,000、資本金¥2,000などの在 high は同一であると仮定する。また、両社ともに t_1 時点（比較時）までには、なにも取引はなかったものとする。

〔X社の場合〕

個別価格指数と一般物価指数による修正計算

条件：個別価格指数

(A商品 15%, B商品 30%)

一般物価指数 20%

B/S①		(t ₁)	
現金	1,000	借入金	2,000
A商品	1,150	資本金	2,400
B商品	2,600	正味購買力利得	200
	<u>4,750</u>	実質利益	<u>150</u>
			<u>4,750</u>

〔Y社の場合〕

個別価格指数と一般物価指数による修正計算

条件：個別価格指数

(C商品 17%, D商品 14%)

一般物価指数 20%

B/S②		(t ₁)	
現金	1,000	借入金	2,000
C商品	1,170	資本金	2,400
D商品	2,280	正味購買力利得	200
実質損失	<u>150</u>		
	<u>4,600</u>		<u>4,600</u>

通説の結合会計の考え方によれば、X社およびY社の t_1 時点の財政状態は、B/S①およびB/S②のように処理されることになる。この場合、B/S項目を貨幣性項目と非貨幣性項目とに区別しなければならないことになるが、FASBの基準書第33号の分類方法によると、(普通株)資本金などは、非貨幣性項目として取り扱われている点に注意する必要がある¹⁴⁾。一応、通説の分類にもとづき両社のB/Sの修正項目に関する計算手続きを示すと、以下ようになる。

〔X社の計算処理〕

(1) 非貨幣性項目の修正計算

$$\begin{aligned} \text{A商品} &: \text{¥}(t_0)1,000 \times (1+0.15) \\ &= \text{¥}(t_1)1,150 \rightarrow \text{増分 } 150 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{B商品} &: \text{¥}(t_0)2,000 \times (1+0.30) \\ &= \text{¥}(t_1)2,600 \rightarrow \text{増分 } 600 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{資本金} &: \text{¥}(t_0)2,000 \times (1+0.20) \\ &= \text{¥}(t_1)2,400 \rightarrow \text{増分 } 400 \end{aligned}$$

(2) 貨幣性項目の修正計算

14) FASB基準書第33号は、貨幣性項目と非貨幣性項目をつぎのように分類している。(FASB, No. 33, p. 16)

1. 貨幣性項目の範囲

(1) 貨幣資産とは、貨幣ならびに特定の財あるいはサービスの将来の価格に関係なく、固定される、あるいは確定できる貨幣額を受け取るための請求権である。

(2) 貨幣負債とは、特定の財あるいはサービスの将来の価格に関係なく、固定される、あるいは確定できる貨幣額を支払うための債務である。

2. 非貨幣性項目の範囲

非貨幣資産

(1) 本来、転売のために保有された財、あるいは企業に対してサービスをもたらすという利用目的のために保有された財。

(2) 特定の財あるいはサービスの将来の価格に左右される金額の現金に対する請求権。

(3) 営業権あるいは株主持分 (equity interests) のような残余請求権。

非貨幣負債

(1) 価格の変動に関係なく、固定される、あるいは確定できる数量で財あるいはサービスを提供するための債務。

(2) 特定の財あるいはサービスの将来の価格に左右される金額の現金を支払うための債務。

物量ベースによって求められており、企業会計での実質概念と必ずしも一致するものではない。

$$\begin{aligned} \text{現金} &: \text{¥}(t_0)1,000 \times (1-0.20) \\ &= \text{¥}(t_1)800 \rightarrow \text{減分 } 200 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{借入金} &: \text{¥}(t_0)2,000 \times (1+0.20) \\ &= \text{¥}(t_1)2,400 \rightarrow \text{増分 } 400 \end{aligned}$$

この修正計算の結果は、つぎのような等式で表すことができる。

$$\begin{aligned} &\text{貨幣資産の減分 } 200 + \text{非貨幣資産の増分 } 750 \\ &= \text{資本金の増分 } 400 + \text{貨幣負債の増分 } 400 \\ &+ \text{純増分 } 150 \end{aligned}$$

または、

$$\begin{aligned} &\text{非貨幣資産の増分 } 750 = \text{資本金の増分 } 400 \\ &+ \text{正味購買力利得 } 200 + \text{純増分 } 150 \end{aligned}$$

[Y社の計算処理]

(1) 非貨幣性項目の修正計算

$$\begin{aligned} \text{C商品} &: \text{¥}(t_0)1,000 \times (1+0.17) \\ &= \text{¥}(t_1)1,170 \rightarrow \text{増分 } 170 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{D商品} &: \text{¥}(t_0)2,000 \times (1+0.14) \\ &= \text{¥}(t_1)2,280 \rightarrow \text{増分 } 280 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{資本金} &: \text{¥}(t_0)2,000 \times (1+0.20) \\ &= \text{¥}(t_1)2,400 \rightarrow \text{増分 } 400 \end{aligned}$$

(2) 貨幣性項目の修正計算

$$\begin{aligned} \text{現金} &: \text{¥}(t_0)1,000 \times (1-0.20) \\ &= \text{¥}(t_1)800 \rightarrow \text{減分 } 200 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{借入金} &: \text{¥}(t_0)2,000 \times (1+0.20) \\ &= \text{¥}(t_1)2,400 \rightarrow \text{増分 } 400 \end{aligned}$$

この修正計算の結果は、つぎのような等式で表すことができる。

$$\begin{aligned} &\text{貨幣資産の減分 } 200 + \text{非貨幣資産の増分 } 450 \\ &+ \text{純減分 } 150 = \text{資本金の増分 } 400 \\ &+ \text{貨幣負債の増分 } 400 \end{aligned}$$

または、

$$\begin{aligned} &\text{非貨幣資産の増分 } 450 + \text{純減分 } 150 \\ &= \text{資本金の増分 } 400 + \text{正味購買力利得 } 200 \end{aligned}$$

貨幣価値の下落は、貨幣の額面価値 (money face value) によって取引金額が固定されてい

るようなものに貨幣の一般購買力損益をもたらすことになる。このような性質をもつものは、一般的に、貨幣資産および貨幣負債と考えられており、そのなかには、株主によって企業に払い込まれた資本金などは含まれていない。したがって、B/S ①および②に計上している正味購買力利得 ¥200 は、貨幣負債に生じた一般購買力利得 ¥400 から貨幣資産に生じた一般購買力損失 ¥200 を差し引いた結果を示している。そして、貨幣負債と同様に会計上 B/S 貸方項目として規定されている資本金については、その増分 ¥400 を一般購買力利得と認識せず、資本性のも物として取り扱っているのである。

このように資本金に対して一般購買力利得を認識しない理由として、FASB の基準書第 33 号は、それは「あいまいな純資産に対する残余請求権を表している」¹⁵⁾ からであると述べている。この叙述は、株主持分の大きさは、貨幣負債のように固定された貨幣額を明示するものではなく、時々刻々と変化する純資産の在高によって影響を受けるので確定することができないという単なる測定技術上の問題点を指摘しているように思われる。

確かに、貨幣負債は、債権者の立場からみると、確定した貨幣請求権を表すものであり資本金などは、株主の立場からみると、未確定な貨幣請求権を表すものである。しかしながら、両者の相違点は、単に、請求額が確定しているか否かということにあるのではない。両者の本質的な相違点は、ともに企業それ自体に対して一定額の貨幣を提供したことに関わりわかないが、前者は貸付であるのに対して後者は出資という性質をもつものであるということにある。なぜならば、両者の相違を単に請求額の確定あるいは

15) FASB, No. 33, p. 101. (Appendix D)

は未確定に求めるのであれば、株主持分についてもB/Sの作成日付で残余請求額を確定することはできるからである。

ところが、既に指摘したように、社会経済の観点からみるならば、貸付による確定した貨幣請求権であれ、出資による未確定な貨幣請求権であれ等しくインフレーションによる富の再分配効果を受けていることになる。同様に、企業それ自体の立場からみれば、両者は等しく貨幣の一般購買力利得をもたらしているはずである。それにもかかわらず、株主持分の増分は、会計上、貨幣の一般購買力利得であると認められていない。株主持分の増分が、いかなる経済的性質をもっているかという事実認識と、その増分を会計上の「維持すべき資本」とみるか否かは異なる問題であると思われる¹⁶⁾。それゆえに、実質自己資本概念を持ち出してきて、株主持分の増分を「維持すべき資本」の修正額と見做したからといって、その増分の性質が社会的な事実関係のもとで貨幣の一般購買力利得であることを否定することにはならないであろう。したがって、株主持分は、企業にとって貨幣負債と同様に貨幣性項目であると把握し、株主持分の上にも貨幣の一般購買力利得の発生事実を認識するけれども、それは、個別企業の立場から、「維持すべき資本」を実質自己資本と措定するかぎりにおいて、資本性のものとして処理されることになっているのである。

また、測定論的アプローチのもとでは、通常、一般物価指数によって表される貨幣の一般購買

力の変化を測定単位に関する問題であると考えられている。すなわち、会計上の測定単位を貨幣の名目貨幣単位から貨幣の一般購買力単位（実質貨幣単位）へと変換するというのである。しかし、このような会計上の測定単位の尺度変換は、よく比喻として用いられる物の“長さ”という属性を測るための測定単位をメートルからフィートへ尺度変換するのとは性質が異なることに留意しなければならない。後者の場合、メートル単位を用いようが、フィート単位を利用しようがいずれも測定対象の同一属性の同じ“長さ”を表していることに変わりわない。それゆえに、メートルからフィートへの尺度変換は、測定対象の属性変化を反映していないといえることができる。これに反して、測定対象の属性変化を反映したり、あるいはその異なる属性を対象とするものであるならば、異なる測定単位間における相互の変換は不可能となるのである。

ところが、会計上の測定単位を名目貨幣単位から一般購買力単位へ変換するというは、たとえば、測定しようとする貨幣資産の属性を貨幣の額面価値から貨幣の一般購買力へと変えることをも意味している。すなわち、名目貨幣単位と一般購買力単位とは、それぞれ測定対象の異なる属性を表現するものなのである。したがって、名目貨幣単位から一般購買力単位への「変換」を単なる測定単位間の相互変換と混同してはならない。仮に、その「変換」を両者の間の相互変換と理解するならば、たとえば、貨幣性項目に対して測定された貨幣の一般購買力損益は、実体のない単なる測定単位の尺度変換によって生じた「架空の損益」にすぎないと解釈することになり、事実認識を誤ることになるであろう。

16) 森田教授は、自己資本項目に対して購買力損益を認識しないという見解は、総資本の二元的な維持論——自己資本の実質維持と負債部分の名目維持——に立脚しているか、あるいは「維持すべき資本」を専ら自己資本概念でとらえる、言い換えれば、資本主義理論や所有主義理論にもとづくものであると指摘している。森田哲彌著『価格変動会計論』167-170頁、国元書房、昭和54年。

V

つぎに、非貨幣性項目の増分および純増分(すなわち実質利益)の性質について検討を行うことにする。非貨幣性項目については、個々の財の個別価格指数によってインフレーション時における「市場の影響」を明らかにするということになる。たとえば、X社の保有するA商品およびB商品についてみると、それぞれの資産価値は、 t_1 時点で¥150および¥600増えていることになる。この増分は、一般的に、基準時点の名目個別価格(取得原価)と比較時点の名目個別価格(時価)を比較した差額を表しているため、その性質は、名目的な価値増分ということになる。これに対して、実質的な増分とは、個々の非貨幣資産それぞれの比較時点の名目個別価格と比較時点の一般物価水準とを比較した差額をさしている。

一般物価の水準は、社会経済における或る抽象的な合成商品の価格変動率、すなわち個々の商品の個別価格変動の社会的・平均的な変動率を表したものである。このような一般物価の上昇時には、市場での需要と供給の相対関係によって形成される個々の商品の個別価格が全般的な一般物価の水準による影響をも受けることになる。したがって、個々の商品の個別価格の上昇のうち一般物価の上昇による影響部分を明らかにし、一般物価の上昇率を超過した部分を実質的な価値増分と認識することになるのである。この実質的な価値増分は、通常、実質保有利得(real holding gains)と呼ばれており、さらに、該当する商品が販売されたか否かによって、実質実現保有利得あるいは実質未実現保有利得に区別される。

この実質的な価値増減をX社とY社についてみると、前者は¥150の実質未実現保有利得を獲得しているが、逆に、後者は¥150の実質未実現保有損失を蒙っていることになる。X社の実質未実現保有利得¥150は、保有しているA商品に生じた¥50の損失とB商品に生じた¥200の利得との結果であり、他方、Y社の実質未実現保有損失¥150は、保有しているC商品に生じた¥30の損失とD商品に生じた¥120の損失との結果であることを示している。

また、同様に、特定の企業にとっての実質的な価値増分は、概念上、比較時点における個々の商品の個別価格の加重平均としての個別物価指数を利用することによっても計算することができる。たとえば、X社の保有するA商品およびB商品についてラスパイレズ算式を用いて個別物価指数を求めると25%ということになる。この指数25%でX社の非貨幣資産を評価した t_1 時点のB/Sを作成するとつぎのようになる。

		B/S③	(t_1)	
現	金	1,000	借入金	2,000
A	商品	1,250	資本金	2,400
B	商品	2,500	正味購買力利得	200
			実質利益	150
		<u>4,750</u>		<u>4,750</u>

この場合、X社の実質的な増分は、B/S①と同様に¥150である。しかしながら、エドワーズ&ベルは、たとえ、このような特定の企業にとっての個別物価指数の利用が可能であっても、あるいは、一般物価指数がこのような個別物価指数と仮に偶然一致したとしても、企業の収益性を高めるために、どのような資産を拡張し、どのような資産を縮小するかという資源配分に関する意志決定には、個々の資産の個別

価格が必要であると指摘している¹⁷⁾。

さてところで、実質的な価値増分は、個別企業の立場からみると、保有している個々の商品に関するそれぞれの個別価格の上昇率と一般物価の上昇率との差——たとえば、A商品では、個別価格指数15%と一般物価指数20%との差異——として計算することができるが、社会経済の観点からみると、説例のように社会全体の実質伸び率はゼロの状態でも、個別企業間の市場を媒介とする競争関係を反映して生じるものであるということが出来る。したがって、X社の実質的な価値増分とY社の実質的な価値減分とは、社会的には相殺関係にあることを示している。それゆえに、会計において計算上認識される実質損益は、個別企業の競争力が社会的な平均水準以上であるか否かということを表していると言えるのではないであろうか。

また、インフレーション時に企業は「架空利益」を計上することになるとよく指摘される。しかしながら、一般物価の上昇と貨幣価値の下落は、社会的な相対関係にあり、社会経済の観点からみるならば、財の所有者である企業に

としては、総体的に、インフレーションが有利に作用することも事実である。また、取得原価と一般物価指数による修正原価との差額は、市場において成立する個別価格の構成要素のうち一般物価の上昇による影響部分を表しているかぎり、社会的に実在するものであることも疑いのないところである。したがって、この差額部分は、個別企業の資本構成——負債と資本の割合——によって、その性質が変わるものではないと考えられる。

それゆえに、この差額部分を含む時価と原価の差異を「架空利益」と規定するか否かは、資本維持の問題にかかわることになる。その際に、かかる時価と原価の差異が「維持すべき資本」であるとするならば、その資本維持概念は、社会的にも個別的にも妥当なものでなければならないであろう。この問題解決のためには、改めて、社会経済全体の再生産維持と個々の個別企業の再生産維持との相対関係をどのように捉えるかということと、資本維持計算の性質についての再検討が必要となる。

17) Edwards, Edgar O and Bell, Philip W., *ibid.*, p. 22. 前掲訳書, 17頁。